



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

業種別カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル「スーパーマーケット業編」が公表されました

◆カスタマーハラスメントの現状

近年、顧客や取引先からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント。以下、「カスハラ」という）が増加しています。厚生労働省の調査では、カスハラは、セクハラ・マタハラ・パワハラ等の他のハラスメントと比べ、過去3年間で相談のあった企業の件数が最も多く、社会的な問題ととらえられています。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省は、令和4年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、カスハラ対策に関心を持つ業界団体に向け、対応方針を策定してきました。令和6年度事業では、スーパーマーケット業界について実施し、今年3月に「スーパーマーケット編」の企業マニュアル（以

下、「本マニュアル」という）を公表しました。

◆本マニュアルの内容と活用

本マニュアルでは、以下の内容がまとめられています。

- ・カスハラ対策に取り組む意義
- ・カスハラの定義・判断基準
- ・スーパーマーケット業での実態（発生状況、対応状況）
- ・業界におけるカスハラに対する共通方針（対応方法）
- ・具体的対策（基本方針、相談対応体制の整備、対応手順、社内教育・研修、従業員への配慮措置、再発防止への取り組み 等）

カスハラ対策を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正が閣議決定され、成立は目前です。しかし、他のハラスメントに比べ歴史が浅く、裁判例等の蓄積も十分ではないため、実務のノウハウが未発達です。

企業にとっては、これからの情報収集や具体的な実

務対策への取組みが急務となるでしょう。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html

両立支援等助成金に「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」が新設されました

令和7年度から両立支援等助成金に、「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」が新設されました。既存の不妊治療両立支援コースの支給対象事業主と要件を見直したもので、更年期の心身の不調、月経困難症など女性の健康課題への対応と、仕事の両立を実現するための環境整備に取り組む中小企業を対象にしています。

◆「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の概要

不妊治療と仕事との両立、



女性の健康課題である月経に起因する症状や更年期における心身の不調への対応と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療、女性の健康課題対応を図るために利用可能な休暇制度等（休暇制度（多目的・特定目的とも可）・所定外労働制限制度（残業免除）・時差出勤制度・短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務等）を導入し、労働者に制度を利用させた中小企業事業主に助成するものです。この助成金は事業所単位ではなく事業主単位で支給されます。

◆助成金の種類

助成金は、支給要領に定める次の場合に支給します。

イ 不妊治療

不妊治療と仕事との両立支援制度について、労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

ロ 女性の健康課題対応（月経）

月経に起因する症状への対応を図るための制度について、労働協約または就業規則

等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

ハ 女性の健康課題対応（更年期）

更年期における心身の不調への対応を図るための制度について、労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

助成金を受ける際の詳しい要件などの詳細は、厚生労働省のホームページを確認してください。また、支給申請については当事務所へお気軽にご相談ください。

【厚生労働省「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

5月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

15日

- 特別農業所得者の承認申請〔税務署〕

6月2日

- 軽自動車税（種別割）納付〔市区町村〕
- 自動車税（種別割）の納付〔都道府県〕
- 健保・厚生保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕
- 確定申告税額の延納届出額の納付〔税務署〕